

第6回まちづくり広場のテーマ まちづくりルール全体の意見のまとめ

まちづくり広場では、まちの将来イメージの実現のために必要なまちづくりのルールについて皆様からご意見を伺ってきました。第6回まちづくり広場では、これまでに皆様からいただいたご意見をお知らせします。

令和3年10月	第1回まちづくり広場 まちづくりの課題や話し合いの方法について	
令和4年10月	第2回まちづくり広場 まちづくりのルール〈垣または柵〉〈隣地境界からの壁面後退〉	
令和5年3月	第3回まちづくり広場 まちづくりのルール〈建物の用途〉	
令和5年10月	第4回まちづくり広場 まちづくりのルール〈敷地面積〉〈建築物等の形態・色彩・意匠〉	
令和6年6月	第5回まちづくり広場 まちづくりのルール〈道路からの壁面後退〉	
令和7年2月	第6回まちづくり広場 まちづくりのルール全体の意見のまとめ	

西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業などの 用地補償説明会を開催しました

東京都や練馬区は、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業、関連する側道および交通広場の事業を進めています。

令和6年12月18日～21日に用地補償説明会を開催しました。

詳しくは
区ホームページ
をご覧ください。



2次元コード

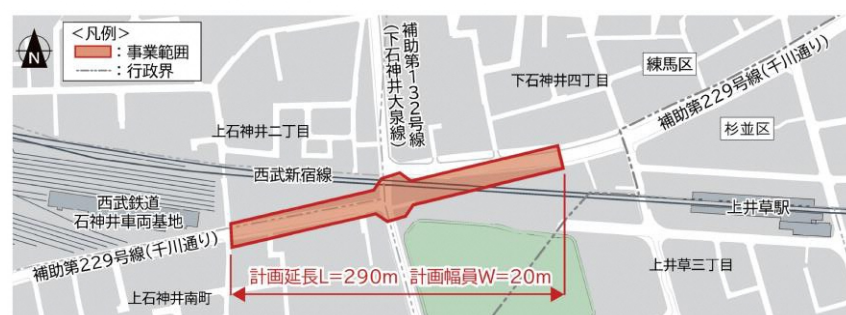
練馬区 用地補償 西武



補助第229号線（練馬区下石神井四丁目～上石神井南町） の用地説明会が開催されました

東京都は、西武新宿線と交差する補助第229号線について都市計画道路事業を進めています。

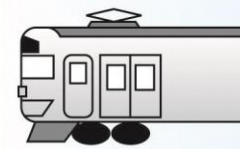
令和6年12月21日に、用地説明会が開催されました。



◆計画平面図

上井草駅周辺地区 （下石神井四丁目） まちづくりニュース

第21号



令和7（2025）年1月
【発行】練馬区 新宿線・外環沿線まちづくり課

『第6回まちづくり広場』を開催します

上井草駅周辺（下石神井四丁目）では、西武新宿線の連続立体交差事業にあわせてまちづくりを進めています。まちづくりのルールについて、これまでのまちづくり広場で皆様からいただいたご意見をお知らせするため、「第6回まちづくり広場」を以下のとおり開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

日時：令和7年 2月8日（土）10時～15時

会場①：下石神井商店街事務所（練馬区下石神井4-24-24）

内容：練馬区 パネル展示（まちづくりルールの意見のまとめ）

会場②：特別養護老人ホーム上井草園会議室
（杉並区上井草3-33-10）

杉並区では「上井草駅周辺地区まちづくり広場」を開催

内容：練馬区 パネル展示（まちづくりルールの意見のまとめ）

杉並区 上井草駅北口駅前広場等
整備事業の概要について



◀前回の様子
会場案内図▶



第6回まちづくり広場の内容は
4ページをご覧ください！



※練馬区は両会場とも同じ
パネルを展示します。
都合の良い会場・時間
にお越しください。

お問合せ先

練馬区 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

担当：山下・菅谷・市川・竹内

☎ 176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

✉ EN-MACHI@city.nerima.tokyo.jp

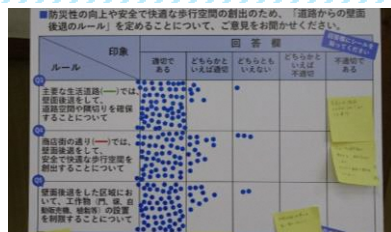
☎ 03-5984-1058（直通）

FAX 03-5984-1226

上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）のまちづくりについて

令和3年度からまちづくり広場を開催し、地区の課題や話し合いの方法、まちづくりルールについて検討を進めています。
今号では、第5回まちづくり広場のアンケート結果をご報告します。

シールアンケート▶



■第5回まちづくり広場のアンケート結果

（下石神井四丁目に権利をお持ちの方、お住まいの方等35名）

- ◆実施日：令和6年6月8日（土）（会場開催日）
- ◆実施方法：来場者によるアンケート＋WEBアンケート

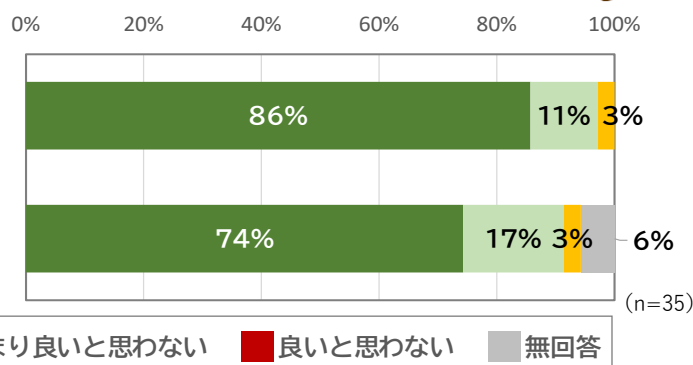
ご協力いただき
ありがとうございました



(1) まちの将来イメージ（案）について

Q1.緊急自動車が通行しやすく、安全に歩けるまち並み

Q2.誰もが安心して買い物ができるゆとりあるまち並み



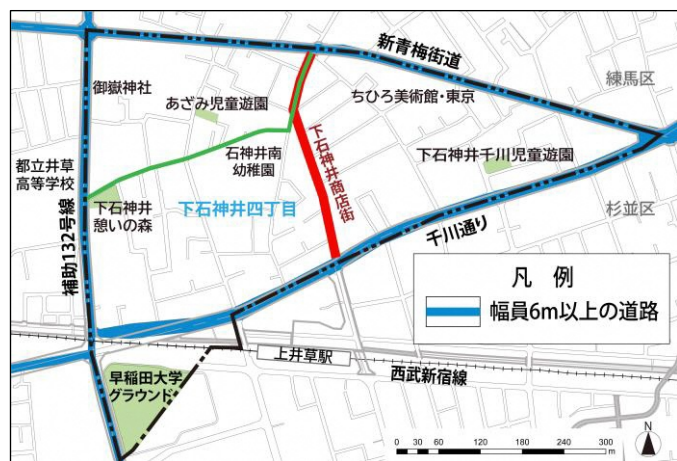
👉 これらのまちの将来イメージを実現するため、必要なまちづくりルールについてご意見を伺いました。

(2) 道路からの壁面後退のルールについて

■道路からの壁面後退のルールの例

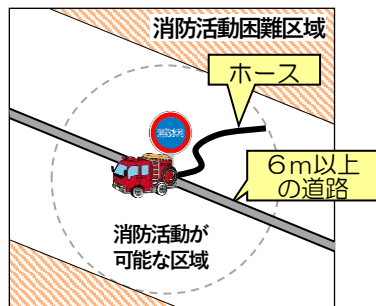
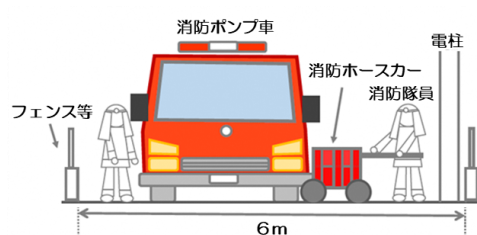
建替えにあわせて、道路中心から3mの壁面後退をすることで、幅員6mの空間を確保します。以下の道路でルールを定めることを検討しています。

- ✓主要な生活道路（—）…消防活動困難区域の解消につながり、防災性を向上することができます。
- ✓商店街の通り（—）…安全で快適な歩行空間を創出することができます。



消防自動車の通行や消火活動に必要な道路幅は6m以上であり、消防ホースを伸ばした範囲に含まれない区域のことを「消防活動困難区域」と呼んでいます。

◆消防活動のイメージ



<上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）のまちづくりの経緯>

平成25年3月 平成26年11月

令和3年10月～

今ここ

まちづくり
提言書提出

まちづくり
構想策定

まちづくり
広場の開催
～まちづくりの
ルールについて～

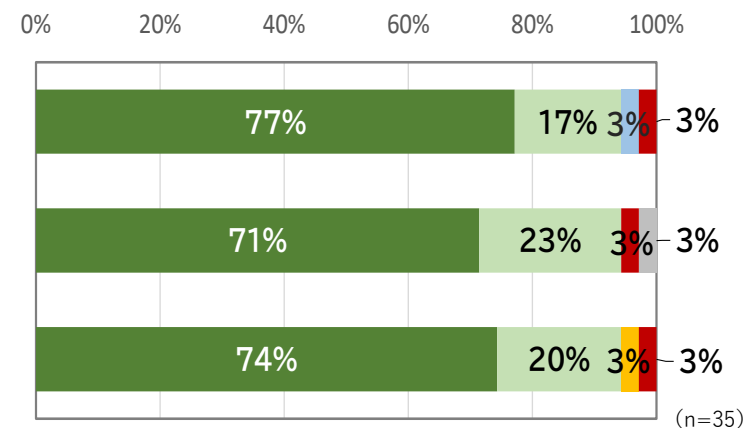
まちづくりに関する
アンケート調査・
説明会等

まちづくり
ルールの
導入

Q3.主要な生活道路では、壁面後退をして、道路空間や隅切りを確保することについて

Q4.商店街の通りでは、壁面後退をして、安全で快適な歩行空間を創出することについて

Q5.壁面後退をした区域において、工作物の設置を制限することについて



■適切である ■どちらかといえば適切 ■どちらともいえない ■どちらかといえば不適切 ■不適切である ■無回答

自由意見（主なもの）

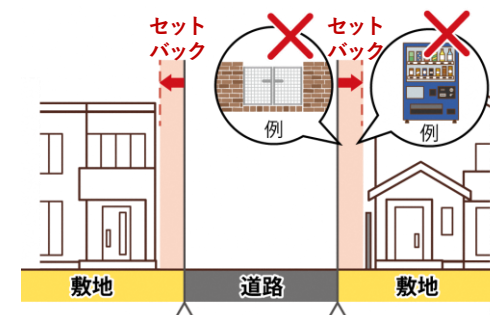
- ・車両が通るので、商店街は広いほうがよい。
- ・緊急車両が通れることは大事だと思う。
- ・道路を拡張したら車両の流入が増え心配である。
- ・道路が広がるまで時間がかかる。
- ・隅切りは交通の安全面から6m未満の道路が交差する場所でも必要。



アンケート結果のまとめ

道路からの壁面後退のルールについて

- ➡ 主要な生活道路では、壁面後退をして、道路空間や隅切りの確保が必要
- ➡ 商店街の通りでは、壁面後退をして、歩行空間創出が必要
- ➡ 壁面後退をした区域には、工作物（門、塀、自動販売機、植栽等）の設置を制限すべき



アンケート結果の詳細は区のホームページをご覧ください。

練馬 上井草 まちづくり

2次元コード▶

